

日本外交文書

昭和
第一部
第二期
卷 I

外
務
省

序

外務省では、明治維新以降のわが国外交の経緯を明らかにし、あわせて外交交渉上の先例ともなりうる基本的史料を提供する目的で、昭和十一年『日本外交文書』第一巻を公刊した。その後、戦争による中断はあったが、戦後、編纂事業を再開して、昭和三八年には明治期を、同六二年には大正期をそれぞれ完結し、これまでに特集も含め計一六四冊を公刊した。

昭和期外交文書については、すでに特集として満州事変及び海軍軍縮関係史料を公刊しているが、昭和期は戦災等により重要記録が多数失なわれているので、従来の編纂方式を継続するのが困難となっている。そこで前記特集編纂の経験をも活かし、多年度方式を導入するなど若干の新形式を加え、複雑多岐にわたる昭和期外交の実態を把握できるよう配慮した。

激動の時代といわれる昭和期日本の対外政策とこれをめぐる国際環境について本書が正確な史実を提供し、将来のわが国外交政策の策定と歴史的研究にあたって、何らかの寄与をなし得れば幸いである。

昭和六三年三月

外務省外交史料館長

例言

一 第二次世界大戦終結に至るまでの昭和期（昭和二―二〇年）の外交文書編纂は左の方式による。

1 昭和期の時期区分を次の三期とする。

昭和期Ⅰ 昭和二―六年（一九二七―三一）

昭和期Ⅱ 昭和六―一二年（一九三一―三七）

昭和期Ⅲ 昭和一二―二〇年（一九三七―四五）

2 昭和期の外務省所蔵記録は戦災等により多数焼失しているが、比較的採録可能な文書の多い対中国関係事項は、原則として各年毎にまとめた従来の編年方式を踏襲し、これを第一部とする。他方、重要な外交記録の多数が失なわれている対欧米関係事項は、数年間を一まとめにした多年度方式を採用し、これを第二部として編纂・刊行する。

二 本巻は、『日本外交文書』昭和期Ⅰ第一部第二巻として、昭和三年の対中国関係文書を収録した。

1 本巻に収録した文書は、原則として外務省所蔵記録によるもので、原文書の改変、削除、簡略化等を行われていない。ただし明らかな誤字は訂正し、漢字はなるべく常用漢字を使用した。

2 収録文書は、編者が一連文書番号及び件名を付し、各事項ごとに日付順に配列した。

3 収録文書の冒頭に※印のあるものは、「松本記録」に依拠した。

「松本記録」とは、故松本忠雄元衆議院議員が、昭和一二年六月より一四年一月までの外務政務次官時代、外務省保管記録のうち、特に政治、外交、条約、借款関係等の主要記録を筆写した

もので、明治・大正・昭和にわたる約三〇〇冊に及ぶものである。「松本記録」は、昭和一七年の外務省の火災、または終戦時の焼却処分等によって消失した「原本記録」を補填しうる記録(写)である。

4 収録文書中発電月日不明の電報は、着電の日付を記し、1月15日のようにカッコを付して区別した。

5 収録文書中右肩に付した(1)(2)(3)等の記号は、同一番号の電報が分割されて発電されたことを示す。

なお、本巻への収録にあたっては、文章の区切りではなくとも分割された箇所をもって改行した。

6 収録文書の発受信者名については、初出の場合のみ姓名を表示し、以後は姓のみにとどめた。

7 注記については、原文書にある場合は(原注)とし、編者が加えたものは(編注)として当該箇所にも明記し、その文面はいずれも各文書の末尾に記載した。

8 原文書に欄外記入や付箋がある場合は、(欄外記入)(付箋)として当該箇所にも明記し、その文面は各文書の末尾に記載した。

9 収録文書中(省略)(ママ)等のカッコを付したルビは、編者が記したものである。

10 巻末に全収録文書の日付順索引を付した。

目次

一 満蒙懸案解決交渉	1
付 吉会鉄道問題	54
二 満州治安維持に関する覚書と張作霖爆死関係	74
三 東三省の政情と易幟問題	200
四 国民革命軍の北伐関係	289
五 第二次山東出兵(済南事件と解決交渉)	337
六 南京・漢口両事件解決交渉	533
七 日中通商条約改訂問題	596
八 中国関税問題	706
九 中国各地の対日ボイコット問題	840
一〇 中国外交関係雑纂	913

1 内田全権の対列国交渉……………940

2 旧宣統帝溥儀の動静……………976

日本外交文書 昭和期Ⅰ第一部第二卷 日付索引

一 満蒙懸案解決交渉

1 昭和3年1月(1)日 在奉天峰谷(輝雄)総領事代理より
田中(義一)外務大臣宛(電報)

張作霖の対日態度等に関する吉田総領事と劉
尚清奉天省長との会見について

奉天 本省 1月1日前着 発

第三七八号

吉田総領事ヨリ省長トノ会見顛末口述要領左ノ通り命ニ依
リ電報ス

本官帰朝前一応劉省長ニ会ハムカト存シ予メ彼ノ顧問格タ
ル丁鑑修ヲ招キ若シ劉ニシテ本官カ従来張作霖莫省長等ニ
説ケル真意ヲ諒解シ得ハ会见スヘシトテ種々説明ノ処丁ハ
初メ劉ヲ攻撃半分多分六ケシカラムト仄メカシタルカ其後
劉ト話合ヒタルモノト見ヘ二十八日丁来訪シ会ハレテハ如
何ト勸メ来レルヲ以テ此ノ日午後ニ劉ヲ訪問先ツ本官ヨリ
日本ト張作霖トノ特殊関係ヲ説キ抑々張今日アルハ往年福

島大将ニ一命ヲ救ハレタルニ初マリ爾来我陸軍其他ニ負フ
処鮮カラサルニ依ル若シ我援助ナカリセハ今日東三省ハ南
方軍ノ北上赤露ノ南下ニ依リ彼既ニ疾ク失脚セシハ言ヲ俟
タス然ルヲ今更我ニ恩顧ヲ蒙ラス等ト嘯キ何カト無益ノ
「ブラフ」ヲ弄シテ我ニ当リ今日ハ我陸軍スラ態度変リツ
ツアリ現ニ楊宇霆ノ失言ノ如キ甚タ穩カナラヌモノアリ若
シ此儘ニ押進マハ張ノ地位明日ニモ覆ヘラストハ限ラス
日本過去ノ歴史ハ我ニ非礼ヲ加フルモノヲ膺懲ス張若シ速
ニ此ノ点反省セサレハ日本ト雖逐ニ張ニ対シ傍觀ヨリ進
テ覆轍セシムルニ至ルナキヲ得ス然レトモ斯ク言ヘハトテ
之レ我張ヲ憎ムカ故ニアラス却テ其ノ将来ヲ思ヘハコソナ
リ単ナル個人的感情ヨリセハ自分ハ常ニ彼ヲ「レコンメン
ド」シ居ル程ナルカ彼不幸ニシテ左右ノ輩ニ誤ラレ其ノ明
ヲ塞キ今日ノ態度アラシムルハ真ニ彼ヲ擁立スル所以ニア
ラサルヘシ將又莫省長ニ付テモ同様ニテ個人的ニハ一点反
感ナシト雖不当課税其ノ他条約違反ヲ事トシ排日運動ヲス
ラ起スニ至リテハ公職上ノ彼ニ対シ飽迄反省セシムル必要